

# 長崎県高等学校野球連盟会計規定

## (目 的)

第1条 この規定は、長崎県高等学校野球連盟（以下「本連盟」という。）規約第9条に基づき、会計業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規定は、本連盟の会計業務すべてについて適用する。

## (年度会計)

第3条 本連盟の会計年度は、毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

## (経 費)

第4条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって之にあてる。

- 1 加盟金
- 2 入場料
- 3 その他収入

## (予 算)

第5条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に計上するものとする。

第6条 予算の成立後において生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には補正予算を作成することが出来る。

第7条 やむを得ない理由があるときは、相互に予算を流用することができる。

第8条 本連盟の予算は、本連盟の役員会の承認を要する。

## (決 算)

第9条 会長は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に決算をし、収支決算書を作成しなければならない。

第10条 本連盟の決算は、本連盟の役員会の承認を要する

## (帳簿及び勘定科目)

第11条 本連盟の会計を整理するため、次の会計帳簿を備えるものとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) その他、必要と認める帳簿

第12条 本連盟が使用する勘定科目及び予算科目は、会長が別に定める。

## (雑 則)

第13条 この規定に定めるもののほか本連盟の会計に関し必要な事項は、会長が定める。

(付 則) この規定は平成25年4月1日から施行する。